

平成28年1月から

雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります

1. マイナンバー制度の概要

- ◆ 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- ◆ 平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆ 雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ◆ 今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2. 個人番号の記載が必要となる届出

- ◆ 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- ◆ 雇用保険業務においては、
 - ・ 平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号※を記載してハローワークに届けることが必要です。
 - ・ 在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

※ ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。

◆ 様式一覧（事業主提出用）

- ① 雇用保険被保険者資格取得届、② 雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書※
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書※ ⑤ 介護休業給付金支給申請書※

※ 事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

<個人番号の記載が必要となる様式の例>

※ 様式案は現時点(27年7月)版です。また、裏面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。

● 雇用保険被保険者資格取得届 (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

● 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・ (初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書 (※) (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※外国人の氏名のアルファベット表記など、今後様式の変更があります。

※事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

(裏面へ)



3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- ◆事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認をすることが必要です。
- ◆具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証など）による確認が必要です。
- ◆加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、滅失または毀損^{き ぞん}の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供するときには、委託先の適切な監督などの措置が必要です。
※ 詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」の「マイナンバーガイドライン」や「よくある質問」などを参照してください。

4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、自由に利用ができる番号です。

- ◆雇用保険業務において、
 - ・平成28年1月から、事業所設置届などに法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・また、既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
- ◆様式一覧（事業主提出用）
 - ①雇用保険適用事業所設置届、②雇用保険適用事業所廃止届
 - ※ 下面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。なお、個人事業主の場合は記載の必要はありません。

5. 電子申請による届出

- ◆個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送などにより行う場合には、個人情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。（郵送の場合は書留郵便による届出が原則）
- ◆電子申請にあたり電子証明書を取得していない場合には、事業主個人または事業主が指定する従業員の電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請も可能ですので、ぜひ、この機会にご利用をお願いします。

電子申請 事前準備マニュアル

検索

<マイナンバー制度の詳細とお問い合わせ先>



制度の詳細

- ・内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度ホームページ」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・厚生労働省「社会保障・税番号制度ホームページ（社会保障分野）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・雇用保険手続の届出様式案
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー

検索



制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター 0570 - 20 - 0178

（平日 9 時 30 分～17 時 30 分）

（土日祝日・年末年始を除く）

平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。詳細については、追ってご案内します。



マイナンバー制度の導入に向けて (雇用保険業務)

～事業主の皆様へ～

平成27年7月

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

マイナンバー制度のスケジュール

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
<u>平成27年10月～</u>	国民への個人番号の通知の開始
<u>平成28年 1 月～</u>	雇用保険手続の個人番号対応開始 個人番号カードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付) 法人番号の利用の開始
<u>平成29年 7 月～</u>	雇用保険業務において、他の行政 機関との情報連携開始

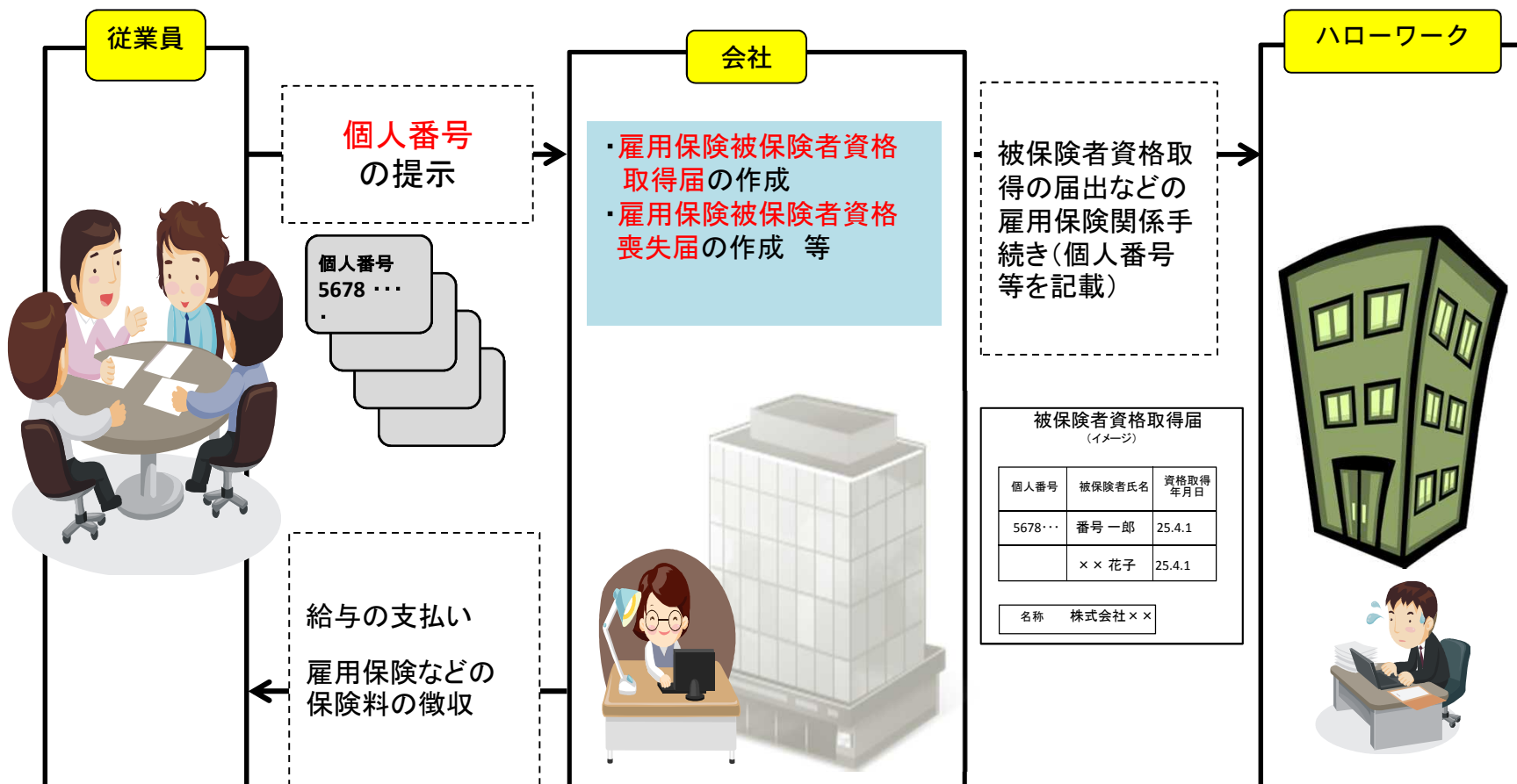
雇用保険関係手続の個人番号の記載・提出の流れ

■雇用保険関係の届出書等に個人番号を記載して提出することになります。

このため、事業主の皆さんは、従業員等から個人番号を取得しておく必要があります。

様式や申請項目への個人番号の追加は厚生労働省令等の改正により行うこととしております。

従業員の給与・福利厚生



雇用保険業務に係る個人番号利用事務について

●個人番号(マイナンバー)を利用する事務

⇒ 基本的に行政事務のみ。

●個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行う機関(個人番号利用事務実施者)

⇒ 行政機関(独立行政法人等、健康保険組合を含む)のみ。

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
厚生労働大臣 (ハローワーク)	雇用保険法による失業等給付の支給事務 (例) 被保険者資格取得届の受理、審査、離職票の交付事務、受給資格の決定・失業の認定事務

行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、**他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行う者(民間企業等)**は、「**個人番号関係事務実施者**」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになる。(独自利用は禁止)

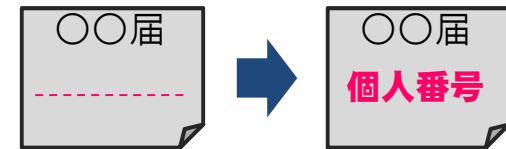
個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)	関係事務実施者と対象事務
厚生労働大臣 (ハローワーク)	雇用保険法による雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理、審査等	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した雇用保険被保険者資格取得届を作成し、ハローワークに提出

事業主における個人番号関係事務実施者としての対応①

POINT!

マイナンバー制度の導入に伴い、雇用保険の資格取得届をはじめとして、事業主がハローワークに提出していただく各種届出書等に従業員の「個人番号(マイナンバー)」を記入する欄が追加されます。

※届出書様式等のうち、「個人番号」の追加等の変更があるものに関する厚生労働省令等の改正を行います。



POINT!

このため、事業主は、

- ・ ハローワークが行う雇用保険事務の「個人番号関係事務実施者」となり、従業員から「個人番号」を取得する必要があります。

POINT!

「個人番号関係事務実施者」は以下のような対応をする必要があります。

- ・ 個人番号を従業員から取得する際の本人確認措置の実施
- ・ 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置の実施
- ・ 特定個人情報を委託先に提供するときには委託先の適切な監督 等

事業主における個人番号関係事務実施者としての対応②

POINT!

事業主が個人番号を従業員から取得する場合には、**利用目的の明示**と**厳格な本人確認**が必要となります。

個人番号の確認



個人番号カード

通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等

※ 上記が困難な場合は、過去に
本人確認の上で作成したファイルの確認



等

身元(実在)の確認



運転
免許証

or

パスポート

等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の被保険者証と
年金手帳などの2以上の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らか
と個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元
(実存) 確認書類は要しない

等

POINT!

番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

事業主が個人番号を記入して提出する必要がある手続一覧

- 以下の様式について、事業主が従業員から個人番号を収集した上で様式に記入し、平成28年1月1日からの届出分よりハローワークに提出することが必要となります。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第2号	平成28年1月1日
雇用保険被保険者氏名変更・喪失届	雇用保険法施行規則様式第4号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日

(注)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

- 在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

(参考1)在職者・離職者ご本人が個人番号を記入して提出する手続一覧

- 以下の様式については、在職者・離職者ご本人が記入してハローワークに提出する様式となります。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者離職票－1	雇用保険法施行規則様式第6号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日
教育訓練給付金支給申請書	雇用保険法施行規則様式第33号の2	平成28年1月1日
教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格確認票	雇用保険法施行規則様式第33号の2の2	平成28年1月1日
雇用保険日雇労働被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第25号	平成28年1月1日
未支給失業等給付請求書	雇用保険法施行規則様式第10号の4	平成28年1月1日

(注)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結している場合には、事業主に提出していただくこととしています。

(参考2)事業主の皆様からのご質問の多い様式について

●以下の様式についてはマイナンバー制度施行に伴う様式の変更はありません。

様式名
育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)
育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)
介護休業給付金支給・不支給決定通知書
雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用／事業主控／本人手続用)
雇用保険被保険者氏名変更届受理通知書(被保険者通知用／事業主通知用)
雇用保険被保険者資格取得確認通知書(被保険者通知用／事業主通知用)
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)
雇用保険被保険者証
雇用保険被保険者転勤届
雇用保険被保険者転勤届受理通知書(安定所提出用／事業主控用)
雇用保険被保険者離職票－2
雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用／事業主控用)
高年齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用)
高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)

※現時点の案であり確定様式ではありません。

高年齢雇用継続給付申請書 (H28.1.1届出分)

育児休業給付金支給申請書 (H28.1.1届出分)

79
1 1

※現時点の案であり確定様式ではありません。

様式第33号の6（第101条の19関係）（第1面）

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

しますので、汚さないようにしてください。

印

44

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日、提出担当者、事務代掌者の名字	氏名	電話番号	※	所長	次長	課長	係長	係	操作者
		印								

事業主が法人番号を記入して提出する必要がある手続一覧

- 以下の様式について、事業主（個人事業主を除く）が法人番号を様式に記入し、平成28年1月1日からの届出分よりハローワークに提出することが必要となります。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険適用事業所設置届	通達様式	平成28年1月1日
雇用保険適用事業所廃止届	通達様式	平成28年1月1日

- 既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

個人番号・法人番号の届出には電子申請での届出をお願いします。

- 事業主等が行う手続については、ハローワークへの来所による届出、郵送による届出、電子申請による届出のいずれかの届出となりますが、郵送等の場合には個人情報情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。（郵送の場合は書留郵便による届出が原則です。）
- なお、平成28年1月1日から、電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請が可能となりますので、電子証明書を取得していない事業主におかれては、個人番号カードを利用した電子申請が可能です。

雇用保険関係の手続は 「電子申請（e-Gov）」をぜひご利用ください。

- ・365日、24時間いつでも申請できます。
- ・申請書を取り寄せる必要がなく、自宅やオフィスのパソコン等、どこからでも申請できます。
- ・誤送付及び個人情報情報の情報漏えい等のリスクが軽減されます。

ご利用にあたって

〈e-Gov〉について

e-Gov（イーガブ）とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省を始め、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。



e-Gov

検索

e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへメール、電話、FAXで問い合わせることも可能です。

電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】 メール : <https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>

電話番号 : 050-3786-2225

FAX : 050-3786-2226

e-Gov 支援

検索

マイナンバー制度の概要資料掲載先・問合せ先

【マイナンバー制度の概要資料】

○ 内閣官房のHP

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

○ 厚生労働省のHP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

○ リーフレット(厚生労働省HP内)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000063764.pdf>

○ 社会保障・税番号制度の導入に向けて(社会保障分野)～事業主の皆様へ～

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000082038.pdf>

【マイナンバー制度の問い合わせ先】

○ マイナンバーコールセンター

◆電話番号:0570-20-0178(マイナンバー)

※一部IP電話等でつながらない場合は050-3816-9405

◆受付時間:平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始除く)

◆開設期間:平成26年10月1日～平成29年9月末(予定)

現時点の案であり変更がありうる。

平成 27 年 9 月 14 日版

雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係る Q & A

1 総論

Q 1 ハローワークにおいては、個人番号の漏えいが生じないよう、厳重な対応をしているのか。

(答)

- ハローワークにおける個人番号の管理については、
 - ・ 届出書類については、厳重な管理・保管を行う
 - ・ システムでの管理については、個人番号の流出が起こらないよう、セキュリティを強化することとしており、個人番号の漏えいが生じないよう厳重な管理を行っていきます。

Q 2 雇用保険手続について、個人番号をハローワークに届出る法的根拠は何か。

(答)

- 番号法別表第 1 及び別表第 1 の主務省令において、雇用保険の資格取得・確認、失業等給付の支給などに関する事務において、個人番号を利用することができることとされています。

また、番号法第 14 条において、個人番号利用事務等実施者（ハローワーク）は、本人又は他の個人番号利用事務等実施者（取得届等の提出を行う事業主含む）に対し個人番号の提供を求めることができることとされています。

また、番号法 6 条において、事業者に対し、社会保障・税番号制度の重要な関係者として、国が実施する施策に協力するよう努力義務が規定されています。

これらの規定により、雇用保険の資格取得届などの届出に際し、個人番号の提出を求めることとしています。

※別表第 1 の主務省令…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）

追加Q 1 個人番号の届出義務が努力義務であるのであれば、届出をしない場合であっても罰則等の適用はないのか。

(答)

- 雇用保険手続の届出にあたり、個人番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、雇用保険法上設けられておりませんが、個人番号の記載は番号法上求められている努力義務ですので、御協力・御理解をお願いします。

2 個人番号

Q 3 雇用保険業務に番号制度がなぜ必要なのか。

(答)

- 個人番号は、その利用範囲が番号法において限定的に定められており、「社会保障、税及び災害対策に関する事務」でのみ利用できることとなっており、雇用保険業務についても番号法9条の別表第1において、雇用保険の資格取得・確認、給付を受ける際に個人番号を利用することが規定されています。
- また、番号制度においては、情報提供ネットワークを用いて行政機関が個人番号をキーとして情報連携を行うことにより、国民が社会保障や税に関する諸手続を行う際の負担の軽減を図ることを目的としており、雇用保険業務においても番号制度の導入に伴い、行政事務の効率化や事業主の負担の軽減を図り、雇用保険制度の適正な運営に努めていくこととしています。

Q 4 番号制度の導入に伴い、雇用保険業務はどのように変わるのか。

(答)

- 番号制度の導入に伴い、雇用保険業務について、平成29年7月より、他の行政機関等との間で情報連携を行うことにより、効率的な業務運営を行うとともに国民の負担の軽減化を図ることとしています。
- 具体的には、
 - ・ 日本年金機構がハローワークとの間で情報連携を行うことにより老齢厚生年金と雇用保険との併給調整事務を効率化

- ・ 住民基本台帳ネットワークへ情報照会することにより介護休業給付における対象家族の住民票等の添付書類の省略により事業主等の手続の負担の軽減
 - ・ 雇用保険適用・給付業務の適正化
- などを行うこととしています。

追加Q2 個人番号と被保険者番号の両方を記載して届出させるのではなく、個人番号の記載に一本化するべきではないか。

(答)

- ハローワークにおいては、基本4情報のうち住所情報を有していないことから、従業員の個人番号を収集し、被保険者番号との紐付けを行う必要があるところです。
- このため、個人番号と被保険者番号の両方を記載して届出していただくこととしています。

Q5 事業主が個人番号を記載して提出する雇用保険手続はどのような手続があるか。

(答)

- 事業主が個人番号を記載して提出する雇用保険手続としては、次の手続きがあります。
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得届
 - ・ 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
 - ・ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書(※)
 - ・ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(※)
 - ・ 介護休業給付金支給申請書(※)

(※) 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。
- また、雇用保険被保険者離職証明書や2回目以降の高年齢雇用継続給付支給申請書、育児休業給付金申請書には個人番号の記載はありません。

- なお、在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

追加Q3 高年齢雇用継続給付について、「事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています」となっているが、根拠規定があるのか。

(答)

- 雇用保険法施行規則第101条の8により、労使協定が締結されている場合には、事業主が被保険者に代わって高年齢雇用継続給付の支給申請を行うことができることとされており、個人番号の記入の有無に関わりなく、同様の取扱いとしています。

追加Q4 事業主が行う高年齢雇用継続給付の手続きについては、番号法で規定する「個人番号関係事務実施者」にならないのではないか。

(答)

- 番号法9条3項に規定している個人番号関係事務とは、「個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務」であり、当該規定については、法令等の規定により、事業主等が当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面等を提出することを想定しているものです。
- 個人番号を利用する雇用保険の事務については、「番号法別表第1の57」及び「番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令」において高年齢雇用継続給付の事務を含む雇用保険の事務を規定しているところであり、また、事業主は、雇用保険法施行規則第101条の8を根拠に、被保険者に代わって提出することができるため、これらの事務を含めて事業主は個人番号関係事務実施者になると考えています。

Q6 在職者の個人番号を記載する様式にはどのような項目があるのか。また、いつ頃提出することになるのか。

(答)

- 在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご

案内することとしています。

- なお、在職者の個人番号の提出をお願いする場合には、十分な準備期間を設けることとしていますので、平成 28 年 1 月からの提出は求めないこととしています。

Q 7 離職票－1 は事業主が個人番号を記載して離職者に交付するの
か。

(答)

- 離職票－1 の個人番号欄は離職者が記載することとしており、事業主はハローワークから交付された離職票－1 (個人番号欄は空欄) を離職者に交付していただくこととなります。

Q 8 雇用保険に関わる返戻書類 (例えば、雇用保険被保険者資格取得届を提出した場合にハローワークから交付される雇用保険被保険者資格取得確認等通知書など) には個人番号が記載されるのか。

(答) ○ 返戻書類には個人番号は記載されません。

Q 9 雇用保険手続について、手続の契機ごとに同一従業員の個人番号を重複して提出することになるのか。

(答)

- 個人番号のハローワークへの届出にあたっては、事業主が従業員から個人番号を収集する際に本人確認を行った上で提出することからハローワークでは本人確認等の事務は行わないこととなりますが、仮に、個人番号が誤って登録された場合には、その後の事務処理に多大な影響を生じることとなることから、手続頻度の高い届出について、届出の契機ごとに、個人番号を記入して提出することとしています。

(注) 個人番号を取得する際は、番号確認と身元確認が必要であるが、2 回目以降は、番号確認に関しては、こうした手続きが困難であれば、初回に本人確認を行って取得した個人番号の記録と照合する方法でも差し支えないとされている。

Q10 事業主が行う雇用保険手続の届出にあたり、個人番号カードの写しなど個人番号が確認できる書類を添付する必要があるか。

(答)

- 不要です。

追加Q5 個人番号カードの写しを取った上で、事業所において保管することはできるか。

(答)

- 個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は、個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を確認することが可能と解されます。

なお、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講じる必要があります。(平成27年8月6日特定個人情報保護委員会作成Q&A6-2-2)

Q11 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手續についてどのような取扱いとなるのか。

(答)

- 雇用保険手續の届出にあたって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた(努力)義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めることとなりますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号欄を空白の状態での雇用保険手續の届出をしていただくこととなります。

※個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手續の届出を受理しないということはありません。

- その上で、再度、従業員から個人番号の提供を求めた上で、個人番号の提供があった場合には、所定の様式により提出していただくこととしています。

(参考) 番号法ガイドラインQ&A4-2-5

Q 税や社会保障の関係書類へのマイナンバー(個人番号)の記載にあたり、事業者は従業員等からマイナンバーを取得する必要がありますが、その際、従業

員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればいいですか？

- A 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。

追加Q 6 従業員から個人番号の提供が受けられなかった場合は、理由書の提出が必要となるのか。

(答)

- 個人番号の提供が受けられなかった場合であっても、理由書の提出や提供が受けられなかった理由等の説明は不要です。

追加Q 7 従業員の個人番号を届出なかった場合に、ハローワークから督促等がされるのか。

(答)

- 事業主の個人番号の届出は努力義務であり、強制力をもって届出を行わせる性質のものではないことから、個別に個人番号の届出の督促を行う予定はありません。ただし、広く届出の協力依頼は行っていくこととしています。

Q12 従業員の個人番号を誤って届出した場合はどのようなになるのか。

(答)

- 所定の様式により訂正の届出していただくこととしています。

追加Q 8 従業員がすでに退職しており個人番号を取得することが困難であるが、この場合は、個人番号の記載は不要と解して良いか。

(答)

- 雇用保険手続の届出に個人番号を記載して届出することは法令で定められた努力義務ですので、個人番号を記載した上での届出をしていただくこととなりますが、仮に個人番号の記載がなかったとしても、受理することになります。

追加Q 9 個人番号が記載されている雇用保険手続の届出書類の保存年限はいつか。

(答)

○ 個人番号を記載する雇用保険手続は、全て届出・申請書の原本をハローワークに提出していただくものであり、事業主において写しを取り保管する義務はありません。

このため、事業主の判断で写しを取り保管する場合には、十分な安全管理措置を講じてください。

○ なお、返戻書類には個人番号は記載されません（Q 8 参照）が、雇用保険関係の書類は、従来どおり、雇用保険に関する書類は 2 年（被保険者に関する書類は 4 年）となります。

Q13 平成 28 年 1 月以降、個人番号欄が追加する様式（新様式）に改正されるが、その場合、旧様式の使用は可能なのか。

※資格喪失届について、事業所が保管している用紙には、個人番号欄がないため番号を記載できないが、その場合はどのような取扱いとなるのか。

(答)

○ 旧様式についても使用可能です。

○ 資格喪失届などが旧様式にて提出された場合には、改めて、個人番号を所定の様式により提出していただくこととしています。

追加 Q10 新様式はいつ頃、確定となるのか。また、新様式の帳票はいつ入手が可能になるのか。

(答)

○ 雇用保険を含む厚生労働省所管の各種制度において、申請様式等に個人番号を追加するための厚生労働省関係省令の改正のための所要の手続を一括して行っているところです。

○ さらに、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届については、個人番号を追加するための改正とは別に、外国人の届出に関する項目（氏名、在留期間等）をローマ字等で行うための改正を予定しており、いずれも施行期日は平成 28 年 1 月 1 日の予定です。

○ また、転勤届については、個人番号を追加するための改正は行いませんが、外国人の届出に関する項目（氏名）をローマ字等で行うための改正を予定しており、施行期日は平成 28 年 1 月 1 日の予定です。

○ 以上のことから、新様式の帳票等の確定時期は、個人番号のほかに、外国人の届出に関する項目（氏名、在留期間等）の様式改正終了後を予定しており、改正後速やかに帳票等が入手できるよう、ハローワークへの帳票の配布や厚生労働省ホームページにおいて掲載できるよう取り組んでいくこととします。

追記 Q11 旧様式はいつまで使用が可能なのか。

（答）

○ 新様式の施行日である平成 28 年 1 月 1 日の時点で、すでに交付されている旧様式については経過措置として利用が可能ですが、旧様式には個人番号欄が設けられておりませんので、所定の様式により個人番号を届出いただくこととなります。

Q14 在職者の個人番号がハローワークに適切に届出されているかを確認する方法はあるのか。

また、個人番号そのものについて、ハローワークに聞いた場合、教えてもらえるのか。

（答）

○ 在職者の個人番号については、現在検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

○ また、事業主、従業員、本人問わず、ハローワークにおいては個人番号を教えることはありません。

Q15 個人番号の届出を郵送で行った場合に漏えい事故が発生するリスクがあるが、どのようにすれば良いか。

（答）

○ 個人番号については、厳重な管理が必要とされていますので、できる

だけ電子申請による届出を行ってください。

- 併せて、平成 28 年 1 月より、事業主が指定する者個人の個人番号カードを電子証明書として利用することが可能となりますので、積極的な利用をお願いします。
- なお、郵便での届出を行う場合は、漏えい、紛失等の事故を防止するとともに、届出に係る履歴が確認できるような方法（例：書留郵便等）による届出をお願いします。

追加Q12 番号法で規定されている雇用保険業務に係る情報提供ネットワークにより照会・提供できるものにはどのようなものがあるか。

（答）

- 情報提供ネットワークを活用した情報の照会・提供ができるのは、番号法別表第2に規定されている事項になります。
- 主なものとしては以下のとおりです。なお、具体的な情報の照会・提供の仕組みは、検討中です。
 - ① ハローワークが他の行政機関等に情報の照会ができる事務として、
 - ・ 未支給の失業等給付又は介護休業給付金に関する事務について、市町村に対して住民票関係の情報を照会すること（別表第2の77）
 - ・ 傷病手当の支給に関する事務について、健康保険における傷病手当金などの支給に関する情報を給付を行う行政機関等に対して照会すること（別表第2の78）
 - ② 他の行政機関等がハローワークに情報の照会ができる事務として、
 - ・ 生活保護法による保護の決定や徴収金の徴収に関する事務について、都道府県等からハローワークに対して、失業等給付関係の情報を照会すること（別表第2の26）
 - ・ 厚生年金の支給に関する事務について、年金事務所等からハローワークに対して、基本手当もしくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報を照会すること（別表第2の35）

（マイナポータル）

追加Q13 マイナポータルにはどのような情報が掲載されるのか。

(答)

- マイナポータルに掲載する雇用保険情報については、現在、検討中ですので、詳細は追ってご案内いたします。

追加Q14 社会保険労務士が留意すべき安全管理措置はどのようなものがあるか。

(答)

- 社会保険労務士連合会より、社会保険労務士が留意すべきマイナンバーの安全管理措置を記載したハンドブックを会員社会保険労務士向けにお示ししておりますので、ご活用をお願いします。

(社会保険労務士向けハンドブック)

<http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/topics/mynumber.html>

追加Q15 労働保険事務組合が留意すべき安全管理措置はどのようなものがあるか。

(答)

- 現在、事務組合における措置事項を整理、検討しているところですので、詳細は追ってご案内することとします。

追加Q16 マイナンバー制度の利用開始を契機に、電子申請を行うことを考えているが、どのようにしたらよいか。

(答)

- 雇用保険手続の届出には、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」（<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>）の電子申請システムを利用することにより、ハローワークの窓口に行かなくても、24時間いつでも手続を行うことができます。
- 初めて電子申請を行う場合には、①電子証明書の取得、②パソコンの環境設定が必要となります。
- ① 電子証明書の取得
- 電子証明書は、申請用データに電子署名を行うために必要となるもので、認証局と呼ばれる機関に発行申請を行うことが必要です。

電子証明書には、(ア)ファイル形式と(イ)ＩＣカード方式があり、有効期限もございますのでご注意下さい。

なお、電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書(個人番号カードも利用可能(追加Ｑ１９参照))でも利用が可能です。

また、事業主が同一企業内に属する責任のある方(労務室長など)の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、事業主が指定した方の個人の公的個人認証サービスの電子証明書(個人番号カードも利用可能(追加Ｑ１９参照))の利用が可能です。

② パソコンの環境設定

電子証明書を利用するには「ＩＣカードリーダー」を用意していただくとともに、電子申請用のプログラムをインストールしていただくなどの準備が必要になります。

- 電子証明書の取得やパソコンの環境設定の手続きが終了した後、e-Gov のホームページから雇用保険手続きについての電子申請を行うこととなります。

(参考マニュアル)

○ オンライン申請ガイドブック

<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>

○ 認証局について

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf

○ 雇用保険手続きマニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

○ e-Gov 電子申請講習会資料

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

(参考様式)

○ 事業主が指定する者に係る電子証明書の利用届(様式集)

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/youshikishu.doc

<u>追加Ｑ１７ 電子申請はマイナンバーに対応することとなるのか。また、一括申請等の機能についても電子申請で対応することが可能なのか。</u>
--

(答)

○ マイナンバーを記載する様式については、電子申請においても、平成28年1月より、申請が可能となるよう準備しているところです。

○ また、電子申請による現行の一括申請の仕組みについては、その仕様を公開しているところですが、マイナンバー制度の利用開始に伴い、電子申請についてもマイナンバーに対応した一括申請が可能となるよう、仕様の変更を予定しているところです。

(参考) 番号制度開始に伴う雇用保険関係手続における一括申請可能な電子申請手続の様式変更に係る仕様変更説明会の開催

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/150817-01.pdf

追加Q18 一括申請について、電子申請は入力等に手間暇がかかり使いにくいという声があるが、e-Gov システム改修等を予定していないのか。

(答)

○ 現行の一括申請では、申請データの作成を行うソフトウェアに申請届出等の事務処理状況を反映させるための方法が提供されておらず、公文書等を取得する際には e-Gov ウェブサイトへのアクセスし、1件ずつ取得する操作が必須となるなど、使い勝手が悪いという声が多くありました。

○ このため、以下のとおり、e-Gov 電子申請システムに備える機能を外部のソフトウェアから呼び出し、利用するための外部連携 API を整備することにより、使い勝手の向上を図ることとしています。

- ・ 外部連携API(※)に対応したソフトウェアだけを利用して e-Gov において取扱う行政手続に係るオンライン利用のための業務・作業を完結させることができる環境整備を促し、利用者側の電子申請・届出に係る作業負担の更なる軽減を図る
- ・ 企業などにおける人事・労務系業務と e-Gov 電子申請システムの間をつなぐソフトウェアなどの開発・提供を促す。
- ・ 企業などにおける利用者環境を e-Gov 電子申請システムに係る環境制約からの解放を図る。

(※) API とは、e-Gov 電子申請システムが具備する機能（申請データー

括送信、状況照会、到達確認、取下げ、補正、公文書取得等）を、任意のソフトウェアをフロントエンドとして利用するための API（Application Programming Interface）を提供するものです。

（参考）外部連携 API の仕様公開

http://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface_api/

追加Q19 電子証明書について、個人番号カードを利用して電子申請ができるのか。また、社会保険労務士においても、個人番号カードを利用すれば、電子申請が可能なのか。

（答）

○ 法人事業主が電子申請を行う場合は、法人であることの属性証明を有した電子証明書が必要ですが、電子証明書を取得していない法人事業主については、公的個人認証サービスが発行した事業主個人の「住基カード」等の電子証明書でも、利用を可能としているところです。

平成 28 年 1 月以降に配付される個人番号カードには、個人の電子証明書機能も実装されていることから、個人番号カードを利用した電子申請も行うことができるものです。

○ 今回の措置は、社会保険労務士が自らの個人番号カードを使った電子申請を行うことを可能とするものではありませんので、社会保険労務士が電子申請を行う場合には、従来どおり、全国社会保険労務士会連合会が発行している電子証明書により電子申請をお願いします。

追加Q20 日本年金機構が無償提供している「届書作成プログラム」については、マイナンバー対応を行うのか。

（答）

○ 届書作成プログラムを使用した雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者転勤届の手続きについても、平成 28 年 1 月より、マイナンバーに対応して、ハローワークで DVD 等の光ディスク媒体による届出の受付を開始することで準備を進めているところです。

○ 併せて、届書作成プログラムで作成した個人番号を入力した CSV ファイルを添付した「電子政府の総合窓口（e-Gov）」からの雇用保険被保険

者資格取得届（連記式）、離職票の交付を伴わない雇用保険被保険者資格喪失届（連記式）及び雇用保険被保険者転勤届（連記式）の3手続きについても、平成28年1月より、電子申請による受付を開始することで準備を進めているところです。

3 法人番号

Q16 なぜ、雇用保険業務に法人番号がなぜ必要なのか。

（答）

- 法人番号は個人番号と異なり利用範囲の制約がなく、また、インターネットを通じて公表されることから、様々な用途で利用されることとなります。
- 雇用保険業務においても事業所番号と法人番号を紐付けることにより、法人単位での各種分析等が可能となり、今後の雇用政策の企画・立案に役立てることとしているところです。

Q17 法人番号を記載して提出する雇用保険関係手続はどのような手続があるか。また、様式はどのようなになるのか。

（答）

- 事業主が法人番号を記載して提出する雇用保険手続としては、次の手続きがあります。
 - ・雇用保険適用事業所設置届
 - ・雇用保険適用事業所廃止届
- なお、既に適用事業所となっている事業所の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

4 その他

Q18 事業主が個人番号、法人番号を提出する届出は雇用保険業務だけで他にはないのか。

（答）

- 平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定していま

す。なお、詳細については、追ってご案内することとしています。

Q19 事業主から委託を受けている社会保険労務士や労働保険事務組合は、何か特別な規制があるのか。

また、個人番号の取扱いについて、事業主に代わって、個人番号を雇用保険届出様式に記載したり、従業員の本人確認を行って良いのか。

(答)

○ 番号法上、個人番号関係事務の全部又は一部を第三者に委託することは可能となっています。

○ 委託を行う場合には、

- ・ 委託先において番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じていること
- ・ 再委託の際には最初の委託者の許諾が必要
- ・ 委託先が書類・データの削除・廃棄をする際に証明書等により確認すること
- ・ 委託契約において、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること

が求められております。

○ 上記のような条件が整備されている場合には、委託先である社会保険労務士や労働保険事務組合においても、事業主と同様の行為を行うことが可能となります。

Q20 (番号法の施行により) 労働保険関係成立届、概算保険料申告書に変更が生じるのか。

(答)

○ 労働保険関係成立届、概算保険料申告書については、様式を変更し、新たに、法人番号欄を設ける予定です。

※マイナンバー制度について、よくあるご質問への回答は内閣官房ホームページのFAQ及び特定個人情報保護委員会ホームページのFAQを参照してください。